

市税の期限内納付促進のための調査研究業務委託仕様書（案）

1 件名

市税の期限内納付促進のための調査研究業務委託

2 適用

この仕様書は、町田市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の間で締結する市税の期限内納付促進のための調査研究業務委託契約に適用し、乙が行う業務内容及び遵守事項に係る仕様を定めるものである。

3 目的

本業務は、安定的かつ効率的な市税の収入の確保及び収納に要するコストの削減と市民の利便性確保の両立に向け、乙から、市税の期限内納付促進に向けた実効性の高い取組の提案を受けるものである。

4 履行期間

契約確定日から2025年3月21日まで

5 履行場所

町田市及びその他甲が指定する場所

6 委託業務の内容

乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 甲が提供する納税義務者の年齢、性別、税目、税額等のデータを統計学的に分析し、町田市における納付状況及び特徴を把握する。なお、その他のデータの提供については、甲及び乙が協議し決定するものとする。
- (2) (1) の分析結果や他自治体の取組み等から、町田市の実態に則した市税の期限内納付促進に向けた具体的な取組を複数提案し、取組ごとの特徴や効果、費用、実現可能性等をまとめた提案書を作成する。
- (3) 委託業務の成果品は、甲が指定する形式の電子データで提出する。
- (4) 計画策定にあたり、契約期間内に4回程度の対面による打合せの他、電話、オンラインによる打合せを必要に応じて適宜行う。

7 契約方法及び委託料の支払方法

甲は、乙が提出した成果品が仕様書に記載する事項を満たしていると認めた場合に、乙が提出する請求書に基づいて一括で支払う。

8 秘密の保持・情報の管理

乙は、契約の履行に当たり、「情報セキュリティの確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行うこと。

9 成果品の帰属

(1) 委託業務の実施に伴い、成果品に係わる著作権その他一切の権利は甲に帰属する。

(2) 乙は、甲の許可なく、成果品の内容を公表又は使用してはならない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲及び乙で協議のうえ、別に定めるものとする。